

就学援助制度のお知らせ

～援助を受けるには申請が必要です～

就学援助制度とは、市立小・中学校に在籍している児童生徒のいる家庭で、経済的理由により就学に困っている家庭に対し、学習に必要な費用の一部（学用品費など）を援助する制度です。

援助費受給の可否は平成27年中の世帯所得をもとに決定します。認定基準は、世帯の人数、年齢構成、家屋区分（持家・借家）、各種控除額等によって細かく異なります。

援助費受給を希望する人は、まずは学校教育課へ申請をしてください。

◆認定の目安（一例）

【4人世帯：父（40代）・母（30代）・子（中学生）・子（小学生）の場合】

- ・持家…世帯合計所得が約250万円までの家庭
- ・借家…世帯合計所得が約325万円までの家庭

申請・問合せ = 印鑑（認め印）を持って、学校教育課（209番窓口、内線724・727）へ

第10回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を申請されたみなさんへ

大和郡山市では、平成27年8月から特別弔慰金の申請受付を行っています。

国債の交付時期について県・国に問い合わせたところ、「全国的に行なっているため、申請から裁定・国債交付まで、当初予定より大幅に事務処理が遅れています」とのことです。

請求いただいたみなさんの国債のお渡しは、準備が整い次第、順次お知らせしますので、今しばらく、お待ちいただきますようお願いします。

問合せ = 厚生福祉課 厚生係（内線532）

2016年度 日本語ボランティア講座 受講者募集

国際化時代を迎えた今日、さまざまな人が文化や言葉を理解し合い、共に生きることが求められています。市でも、毎週日曜日に南部公民館で日本語教室を開催し、市内の外国人向けに日本語教育事業を実施しています。

教室は、日本語の指導をはじめ、お互いに異文化の交流をしながら、国際理解を深める楽しい交流の場となっています。また、外国にルーツをもつ子どもたちの学習の支援も行っています。

そんな日本語教室で、日本語を教えるボランティアとして活動してみませんか？

興味のある人は、まずはこの講座を受けてみてください。外国の人とのつきあいに、自分ができることは何か、などを学びませんか？きっと新しい発見があり、自分の世界を広げるチャンスです。



日時・内容 = ※全2回

| 日時 | 講座内容 |
|-------------------------|------------------------|
| 6月19日(日) 9:30～11:30 | 1 日本語ボランティアとは… |
| | 2 日本語教室の一年 |
| | 3 日本語教室を見学しよう！ |
| 6月26日(日) 13:00～15:00 | 4 日本語教室で学んで… |
| | 5 ボランティア講座を受け、日本語を教えて… |
| | 6 ボランティアスタッフと交流しよう！ |

場所 = 南部公民館（近鉄筒井駅から西へ300m）

※南部公民館への問い合わせはしないでください。

定員 = 30人（申込先着順）

申込・問合せ = 6月6日(月)～17日(金)（土・日曜を除く9時～17時）に、電話かFAXで、住所・名前・電話番号・日本語ボランティア講座を希望の旨を記入して、人権施策推進課（内線332・333）（☎53-1211）へ
※日本語学習者も募集しています。